

2026年4月6日

東京地方裁判所民事部 御中

原告 相嶋■■■■ 相嶋■■■■ 相嶋■■■■

被告 国

弁護士 南里 俊毅

報告書(9)

(東京拘置所所長宛ての申入書)

相嶋静夫氏（以下「静夫氏」といいます。）に関して、弁護人が東京拘置所所長宛てに提出した申入書についてご報告いたします。

1 2020年10月1日付け申入書（資料1）

弁護人は、2020年10月1日付けで東京拘置所所長宛てに申入書を提出しました。同申入書には、静夫氏が同年9月25日に消化管出血が疑われると診断されたこと、日本消化器内視鏡学会のガイドラインでは上部消化管出血が疑われる患者への緊急内視鏡は24時間以内に行うとされていること、及び至急対応するよう求める旨が記載されています。しかし、東京拘置所所長からこれに対する応答はありませんでした。

2 2020年10月6日付け申入書（資料2）

弁護人は、2020年10月6日付けで申入書を提出しました。同申入書には、同月1日の内視鏡検査で幽門部付近に大きな潰瘍が発見されたこと、日本消化器内視鏡学会のガイドラインに基づく内視鏡的止血術・絶食・点滴等の止血処置及び外部医療機関への移送を求める旨が記載されています。しかし、東京拘置所所長からこれに対する応答はありませんでした。

3 2020年10月8日付け申入書（資料3）

弁護人は、２０２０年１０月８日付けで申入書を提出しました。同申入書には、同月７日に静夫氏が胃の悪性腫瘍の告知を受けたこと、進行胃がんの病期診断・転移の有無確認のための全身検査の実施及び外部医療機関への移送を求める旨が記載されています。しかし、東京拘置所長からこれに対する応答はありませんでした。

4 2020年10月19日付け申入書（資料4）

弁護人は、2020年10月19日付けで申入書を提出しました。同申入書には、同月16日の勾留執行停止による受診において[REDACTED] 医院消化器内科の[REDACTED] 医師が「進行胃癌」かつ「病期診断のため精密検査が必要」と診断したこと、及び外部専門医療機関への速やかな移送・治療を求める旨が記載されています。しかし、東京拘置所長からこれに対する応答はありませんでした。

5 2020年10月21日付け申入書（資料5）

弁護人は、２０２０年１０月２１日付けで申入書を提出しました。同申入書には、進行胃癌の病期診断のための精密検査及び治療の開始、並びに外部専門医療機関への移送を求める旨が重ねて記載されています。しかし、東京拘置所長からこれに対する応答はありませんでした。

添付資料

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| 1 | 2020年10月1日 | 申入書 (弁護士 河村尚) |
| 2 | 2020年10月6日 | 申入書 (弁護士 河村尚) |
| 3 | 2020年10月8日 | 申入書 (弁護士 河村尚) |
| 4 | 2020年10月19日 | 申入書 (弁護士 河村尚) |
| 5 | 2020年10月21日 | 申入書 (弁護士 河村尚) |

以上